

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◇規則 督促手数料及び延滞金等徴収規則の一部改正
- ◇告示 昭和三十五年度森林区実施計画の公表
- 土地改良区役員の退任及び就任
- 牛の結核病、ブルセラ病、汗てつ検査及び駆除並びに馬の伝染性貧血検査
- 牛の結核病、ブルセラ病、肝てつ検査及び駆除並びに豚コレラ予防注射
- ふ卵業者の登録
- 買取令書の交付に代える公示
- 保険医療機関の指定
- 土地改良区役員の退任及び就任
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇公安告示 聴聞会の開催
- ◇公告 昭和三十四年度改良普及員資格試験合格者

規 則

督促手数料及び延滞金等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年二月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六号

督促手数料及び延滞金等徴収規則の一部を改正する規則

督促手数料及び延滞金等徴収規則（昭和二十七年十二月鳥取県規則第三百三号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

第五条 督促を受けた納付義務者が税外収入金を納付しようとするときは、督促状を発行した所属の出納長若しくは出納員又は県金庫に督促状を示して、条例第二条の規定による督促手数料及び延滞金とともに納付しなければならない。

第六条を削り、第七条を第六条とし、以下一条つつ繰

監事 田仲 竹光 " 東八幡
 " 相見 隆男 "
 " 内藤 卓也 "
 昭和三十四年四月二十九日設立総会において総選挙の結果当選し、五月六日就任、任期二年。

湖東大浜土地改良区
 退任した役員の氏名及び住所
 監事 山田 潔 鳥取市湖山町

鳥取県告示第七十号

次のように牛の結核病、ブルセラ病、肝てつ、検査及び駆除並びに馬の伝染性貧血検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により、牛及び馬の所有者に対して検査及び駆除をうけることを命ずる。

昭和三十五年二月十九日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 牛の結核病、ブルセラ病、肝てつ、及び馬の伝染性貧血予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 結核病及びブルセラ病検査……搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛。ただし、生後六月分べん前一月及び分べん後十日以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射駆除の方法
 - 結核病……ツベルクリン皮内反応検査
 - ブルセラ病……ブルセラ急速凝集反応及び国際法
 - 肝てつ、検査……皮内注射反応法、虫卵検査法
 - 肝てつ、駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

馬の伝染性貧血検査……チヨツケ試験管法及び担鉄細胞検査法
 別表

一 結核病、ブルセラ病、肝てつ、検査及び駆除

第一	第二次	実施区域	実施場所	備考
三月一日	三月四日	日野郡江府町	原、杉谷、江尾、柿原、宮原、大阪、富江、長山家畜検診所	結核病及びブルセラ病
" 七日	" 十日	江府町	俣野、舟場、野田、金屋谷、下代、大平原	"
" 八日	"	江府町	助沢、下蚊屋	肝てつ、検査及び駆除
" 九日	"	"	吉原、西成	"
" 十一日	"	"	大河原	"
" 十二日	"	"	深山口、日之詰	"
" 十七日	"	溝口町	中内、未鎌	"
" 十八日	"	"	富江、大阪	"
" 二十五日	"	"	大滝、籠原、栃原	"
" 二十六日	"	"	添谷、福永、一段	"

二 結核病及びブルセラ病検査

実施期日	実施区域	実施場所
三月十四日	西伯郡中山町逢坂	逢坂家畜検診所
三月十七日	淀江町宇田川	宇田川
十五日	中山町逢坂	逢坂
十六日	淀江町大和	大和
十九日	名和町光徳	光徳
二十一日	淀江町淀江	淀江
二十四日	名和町名和御来屋	名和
二十二日	大山町高麗	高麗
二十五日	名和町庄内	庄内
二十六日	大山町高麗	高麗
二十三日	所子	所子
二十六日	所子	所子
大山	大山	大山

・実施期日 実施区域 実施場所
 三月十七日 西伯郡伯仙町 泉家畜検診所
 " " " 大高 大高
 " 十八日 " 岸本町八郷 八郷
 " 十八日 " 岸本町八郷 八郷

鳥取県告示第七十一号
 次のように牛の結核病、ブルセラ病、肝てつ、検査及び
 駆除並びに豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染
 病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規
 定により豚、牛及び馬の所有者に対して検査、駆除及び
 注射をうけることを命ずる。
 昭和三十五年二月十九日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 牛の結核病、ブルセラ病、肝てつ、及び
 豚コレラ予防のため
 二 実施の区域 別表のとおり
 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 結核病及びブルセラ病検査……搾乳の用に供し、又は

供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同
 一施設内で飼育している牛。ただし、生後六月分べ
 ん前一月及び分べん後十日以内のものを除く。
 肝てつ、検査及び駆除……牛。ただし、生後三月以内分
 べん前後一月以内のものを除く。
 豚コレラ予防注射……豚。ただし、生後四十日及び分
 べん前後一月以内のものを除く。
 四 実施の期日 別表のとおり
 五 検査及び注射駆除の方法
 結核病……ツベルクリン皮内反応検査
 ブルセラ病……ブルセラ急凍凝集反応及び国際法
 肝てつ、検査……皮内注射反応法、虫卵検査法

肝てつ、駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与
 豚コレラ予防注射……豚コレラ予防液皮下注射

別表

一 豚コレラ予防注射	実施期日	実施区域	実施場所
	二月二十九日	米子市成美	各豚舎巡回注射
	三月 七日	観音寺、春日	"
	八日	春日、巖	"
	九日	車尾、勝田	"
	十日	河崎	"

二 結核病、ブルセラ病、肝てつ、検査及び駆除

実施期日	実施区域	実施場所
三月 九日	米子市巖、成美、尙徳 西伯郡日吉津村	巖、成美、尙徳、日吉津家畜検診所

西伯郡中山町大字松河原字逢坂横手	一四五五ノ一四	原野	原野	三、三三八	三、三三八	二、八六〇九	西伯郡名和町大字加茂
西伯郡大山町大字豊房字草谷二〇五二ノ六	一四五五ノ一六	原野	原野	三、三三八	三、三三八	二、八六〇九	木村 正
名和町大字加茂字ヨゴロ一八〇五ノ二二六	七、三三三	宅地	宅地	一、〇〇〇	一、〇〇〇	六、五二三	
一八〇五ノ二二八	六、一三三	原野	原野	六、一三三	六、一三三	四、〇〇〇、四〇〇	
一八〇五ノ二三〇	四、四二〇	原野	原野	四、四二〇	四、四二〇	二、八六六、八五	
一八〇五ノ二三四	一〇、九三六	原野	原野	一〇、九三六	一〇、九三六	七、一五四、九五	
計	三、三一九			三、三一九	三、三一九	二、二六七、八七	
西伯郡大山町大字豊房字草谷二〇五二ノ六	原野	原野	原野	二、九〇三	二、九〇三	一〇、七五三、七〇	西伯郡大山町大字豊房
一八、八七二	一八、八七二	宅地	宅地	一、〇〇〇	一、〇〇〇	四、九三、六六	寺井 喜八
二〇五二ノ一一	五、〇〇〇	原野	原野	五、〇〇〇	五、〇〇〇	一、四五四、七九	
二〇五六ノ一五	四、六三三			四、六三三	四、六三三	三、〇〇一、七	
計	四、六三三			四、六三三	四、六三三	三、〇〇一、七	
二 買収の時期	昭和三十五年三月十五日						
三 対価の支払方法	供託する。						

鳥取県告示第七十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により次のように保険医療機関を指定した。
昭和三十五年二月十九日

名	保 險 医 療 機 関	指 定 の 記 号 番 号	指 定 年 月 日	採 用 点 数 表
伯耆酪農診療所	東伯郡東伯町保三七	東医 四六	昭和三五、一、二六	乙ノ二
鳥取生協病院附属第二事業場診療所	鳥取市川端一丁目四八	取医 七五	" "	" "
鳥取県気高郡鹿野町国民健康保険小鷲河診療所勝谷分室	気高郡鹿野町寺内	気医 一九	" "	" "

鳥取県告示第七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により湖東大浜土地改良区から次のように役員の変更及び就任の届出があつた。
昭和三十五年二月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

退任した役員の氏名及び住所

監 事 木下 竹藏 鳥取市湖山町
 就任した役員の氏名及び住所
 監 事 杉田 光好 鳥取市湖山町
 昭和三十四年九月二十三日臨時総代会において選挙の結果当選し、十月一日就任、任期昭和三十五年九月二十一日まで。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二号

昭和三十五年第一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和三十五年二月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井 正雄

一日時 昭和三十五年二月二十四日 午後一時

二 場所 鳥取市東町一丁目 鳥取県自治会館

三 議題 参議院議員選挙の訴訟の状況について
その他

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第七号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十五年二月十九日

鳥取県教育委員会委員長 石谷 貞彦

一日時 昭和三十五年二月二十一日(午後一時)から

昭和三十五年二月二十四日まで

二 場所 鳥取県教育委員会 会議室

三 議題

1 昭和三十五年度予算について

2 鳥取県産業教育審議会条例の一部を改正する
条例等に対する意見について

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第一号

道路交通取締法(昭和三十二年法律第百三十号)第九
条第六項の規定により次のとおり聴聞会を開催する。

昭和三十五年二月十九日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安成 文

一 鳥取地区

1 聴聞の期日及び場所

昭和三十五年三月三日午後一時から

鳥取市吉方 鳥取警察署 会議室

2 聴聞当事者の住所、氏名

一 鳥取市浜坂県管住宅西の六〇号

滝 村 栄 一

昭和七年十一月十五日生

二 鳥取市西品治町六八五番地

中 島 秀 春

大正十三年三月十七日生

三 岩美郡国府町字麻生三五五番地

北 邑 芳 夫

昭和二年十一月二十六日生

四 鳥取市下味野一〇一番地

川 口 君 夫

昭和五年一月三日生

五 鳥取市藪片原町五〇番地(新井正信方)

松岡忠一 こと 季 且 烈

一九二八年四月六日生

二 倉吉地区

1 聴聞の期日及び場所

昭和三十五年三月四日午後一時から

倉吉市明治町 倉吉警察署 会議室

2 聴聞の当事者住所氏名

倉吉市上井三九五番地

藤 井 幸 雄

昭和五年三月二十八日生

三 境港地区

1 聴聞の期日及び場所

昭和三十五年三月十一日午後一時から

境港市上道町 境港警察署 会議室

2 聴聞の当事者住所氏名

西伯郡淀江町大字淀江八〇五番地

若 松 篤 二

昭和十一年四月十九日生

四 黒坂地区

1 聴聞の期日及び場所

昭和三十五年三月十日午後一時から

日野郡日野町字黒坂 黒坂警察署 会議室

2 聴聞の当事者住所、氏名
 日野郡日南町字多里二九一番地
 舟越久寿
 昭和九年四月十九日生

公 告

昭和三十四年度改良普及員資格試験に合格した者は、
 次のおりである。

昭和三十五年二月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 農業改良普及員資格試験合格者

受験番号 氏 名 受験番号 氏 名

- 一 小 椋 斌 弘 七 平 井 龍 雄
- 二 小 原 康 正 八 平 尾 久
- 三 小 泉 健 一 郎 九 細 谷 明 功
- 四 田 子 川 一 正 一 〇 松 本 和 三
- 五 谷 口 亨 一 一 松 本 良
- 六 田 淵 愿 一 二 山 田 厚 弘

- 一三 八 幡 隆 康 一 九 内 田 正 人
- 一四 横 野 和 也 二 三 福 田 博 年
- 一五 高 橋 徹 二 六 西 村 文 夫
- 一六 西 村 浩 一 三 一 中 元 秀 和
- 一七 伊 藤 美 都 夫 四 〇 高 橋 宏 治
- 一八 高 木 美 隆

二 生活改良普及員資格試験合格者

受験番号 氏 名 受験番号 氏 名

- 一 中 尾 睦 代 八 高 塚 文 代
- 二 西 尾 良 子 一 〇 松 岡 絹 子
- 七 室 井 昌 子 一 三 安 藤 陽 子

昭和四年四月十五日第三種郵便物 発行日 火 金

鳥取県鳥取市東町取印所 鳥取県鳥取市東町取印所